

第三者行為による傷病届

項目		内容				
被保険者記号・番号/保険者名		記号・番号 -	保険者名 三重交通健康保険組合			
被保険者名/事業所名(営業所名)		氏名	事業所名(営業所名)			
被害者 (受診者)	氏名/続柄	氏名	被保険者との関係			
	連絡先(自宅・携帯)					
	事故の種別	自動車・バイク・自転車・歩行・交通事故以外()				
	警察への届出有無	人身事故・物損事故 *注1 有:()	無:(理由) (警察署))		
加害者 (第三者)	氏名/職業	氏名	職業			
	住所/電話	〒 -	TEL	()		
事故発生状況	事故発生日時/場所	令和 年 月 日 午前・午後 : 頃	発生場所			
	過失の度合(わかる範囲で)	自分 (被害者) 0・1・2・3・4・5・6・7・8・9・10	相手 (加害者) 0・1・2・3・4・5・6・7・8・9・10			
	労災保険対象の確認	本件は、労災保険の給付対象となる業務上又は通勤による交通事故ではありません。 <input type="checkbox"/>				
自賠責保険 (加害者)	保険会社名				TEL ()	
	保険契約者名	ふりがな 氏名				
	登録番号/車両番号	登録番号	車両番号			
	保険期間/自賠責証明書番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	自賠責証明書番号 第 号			
任意保険 (加害者)	保険会社名/担当部署	保険会社名	担当部署			
	取扱店所在地/電話	〒 -	TEL	()		
	担当者名/E-mail	ふりがな 氏名	E-mail			
	保険契約者名	ふりがな 氏名				
	保険期間/契約番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	契約番号			
	任意一括の有無 *注2	有 • 無				
被害者加入の保険会社 関与の有無	※関与の有無 をチェックし 「有」の場合 は右欄を記入	□有	保険会社名	担当部署		
		□無	担当者名	TEL	()	
治療状況	①	医療機関名/電話				
		治療期間	入院 年 月 日 ~ 年 月 日	通院 年 月 日 ~ 年 月 日	TEL ()	
		治療費の支払状況	自費・加害者負担・自賠責・健康保険・自分の任意保険(人身傷害保険)			
	②	医療機関名/電話				
		治療期間	入院 年 月 日 ~ 年 月 日	通院 年 月 日 ~ 年 月 日	TEL ()	
		治療費の支払状況	自費・加害者負担・自賠責・健康保険・自分の任意保険(人身傷害保険)			
治療の見込み/経過状況		全治 カ月	入院中 • 通院中 • 治癒 • 中止 • 症状固定			
後遺症		ある • ある見込み • ない • ない見込み • 不明				
休業損害補償の請求(予定)		相手の自賠責 • 相手の任意保険 • 自分の任意保険(人身傷害保険) 健保の傷病手当金 • 補償なし • その他()				
示談状況	示談は成立していますか	成立している 年 月 日 成立				
		成立していない・交渉中 年 月 日 現在				
	成立していない場合はその理由					
	請求権を放棄した場合	年 月 日	理由			
傷病届作成日/作成支援の有無		年 月 日	本届書を損害保険会社等(業務委託先を含む) の支援を受けて作成した場合はチェック <input type="checkbox"/>			

*注1 事故種別欄が「物件事故」の場合、別途「人身事故証明書入手不能理由書」をご提出ください。

*注2 任意一括とは、自賠責保険を含めて任意保険会社が一括して対応している場合です。

※ 必ず、裏面の第三者行為と健康保険について『注意事項』をお読みのうえ、ご記入ください。

第三者行為と健康保険について《注意事項》

自動車事故など、第三者行為によるケガや病気も健康保険で診療を受けることができます。その際には、できるだけ早く健康保険組合に「第三者行為による傷病届」を提出しなければなりません。
このことは本来、相手方が支払うべき治療費を健康保険が支払うわけですから健康保険組合がその費用を相手方に請求する必要があるからです。

自動車事故でも健康保険で受診できます

ケガ・病気の原因が第三者の行為によるものでも、健康保険給付を受けられます。自動車事故でケガをした場合も、健康保険で診療を受けられます。

健康保険で受診したときは届け出が必要です

自動車事故など第三者の行為によるケガ・病気をして健康保険の療養の給付を受ける場合は、できるだけ早く「第三者行為による傷病届」と下記書類を提出しなければなりません。

◇ 交通事故の場合

- ① 事故発生状況報告書
- ② 念書兼同意書(被保険者・被扶養者用) ※写を残し、全項目を遵守
- ③ 誓約書(相手方用) ※加害者が当健保組合で立替えられた費用を必ず支払う旨
※連帯保証人は保険会社でも可
- ④ 交通事故証明書(原本)
※「人身事故」に限る
※「物損事故」の場合、別途「人身事故証明書入手不能理由書」をご提出ください。
- ⑤ 示談をしているとき、また、した時は示談書の写し
- ⑥ 治療終了報告書
※健康保険による治療が終了した時(症状固定含む)に、ご提出ください。

◇ その他の第三者行為の場合

- ① 負傷原因報告書 ※負傷原因について(回答書)未提出の場合
- ② 念書兼同意書(被保険者・被扶養者用) ※写を残し、全項目を遵守
- ③ 誓約書(相手方用) ※加害者が当健保組合で立替えられた費用を必ず支払う旨
- ④ 治療終了報告書
※健康保険による治療が終了した時(症状固定含む)に、ご提出ください。

被害者の損害賠償請求権が保険者(健康保険組合)に移ります

もともと第三者行為による負傷の治療費は加害者が支払うべきものを健康保険が立て替え払いをするわけですから、健康保険組合は保険給付に要した費用を加害者又は自動車保険の会社(損害保険)に請求することになります。(健康保険組合が「損害賠償」を請求することになるわけです。)

なお、この場合「慰謝料」「見舞金」「被害者の家族に対する手当金」など保険給付に関係ないものや入院室料の差額など保険給付以外のものは、当然被害者が相手方に損害賠償を請求できます。

示談をする前には健康保険組合に相談してください

健康保険で治療を受けている間に示談が成立し、被害者治療費を含む賠償金を受け取った場合には、その日以降は健康保険で治療を受けられなくなります。

また「示談後は健康保険で治療を受けるから治療費はいらない」というような示談をした場合には治療費についての損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険での治療を受けられず、**医療費は全額被害者が自己負担しなければならないことになる場合がありますのでご注意ください。**

いずれにしても、健康保険の給付を受ける場合には示談をする前に健康保険組合に相談して、慎重に示談するようにしてください。

業務上・通勤災害の場合は健康保険組合を使用できません

会社の仕事中での交通事故や通勤途上での事故は、**第三者の行為によるものでも健康保険は使用できません。**